

平成 22 年第 1 回定例会

生活文化環境森林常任委員会
説明資料

◎ 所管事項

- 1 2010年（平成22年）版「県政報告書（案）」について 1
- 2 新県立博物館の整備について 2
- 3 緊急雇用対策事業等の取組状況について 別冊 3
- 4 平成22年度に策定する計画等について 8
- 5 私立高等学校等就学支援金等の交付について 14
- 6 審議会等の審議状況について 16

別冊 1

2010年（平成22年）版「県政報告書（案）」（生活・文化部関係抜粋分）

別冊 2

新県立博物館（仮称）詳細設計〔展示〕最終報告（素案）

別冊 3

緊急雇用対策事業等の取組状況について

平成 22 年 6 月 18 日

生活・文化部

(所管事項)

1 2010年(平成22年)版「県政報告書(案)」について

1 生活・文化部の主担当施策等の概要

生活・文化部が主担当となっています重点的な取組(重点事業2本、みえの舞台づくりプログラム3本)と施策(10本)にかかる「2009年度の取組概要」と進展度等の「評価」、「2010年度の取組方向」等については、別冊1「2010年(平成22年)版『県政報告書(案)』(生活・文化部関係抜粋分)」のとおりです。

なお、重点事業と施策については、進展度を4段階で評価しており、それぞれ次のとおり判断しています。(重点事業：A1本、B1本)(施策：A1本、B8本、C1本)

(1) 重点的な取組

重点的な取組の名称	進展度	別冊資料の頁数
【重点事業 元気2】 女性および高齢者のチャレンジ支援	B	3頁
【重点事業 暮らし3】 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	A	5頁
【みえの舞台づくりプログラム 元気1】 「文化と知的探求の拠点」連携・創造プログラム	—	7頁
【みえの舞台づくりプログラム 元気2】 若年者の自立支援プログラム	—	10頁
【みえの舞台づくりプログラム 絆1】 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム	—	13頁

※ 進展度 A：進んだ B：ある程度進んだ C：あまり進まなかった D：進まなかった

(2) 施策

施策番号 および 施策名	進展度	別冊資料の頁数	担当 総括室長
1 1 1 人権尊重社会の実現	B	18頁	頓部 総括室長
1 1 2 男女共同参画社会の実現	B	20頁	
1 2 1 生涯学習の推進	B	22頁	小林 文化政策監
1 3 1 文化にふれ親しむことができる環境づくり	A	24頁	
2 1 1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	C	26頁	大西 総括室長
2 1 2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	B	28頁	
3 2 1 交通安全対策の推進	B	30頁	
3 2 3 安全で安心できる消費生活の確保	B	32頁	
5 1 1 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進	B	34頁	頓部 総括室長
5 2 1 NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の参画による地域社会づくりの推進	B	36頁	

※ 進展度 A：進んだ B：ある程度進んだ C：あまり進まなかった D：進まなかった

2 新県立博物館の整備について

1 平成 22 年度のスケジュール ※詳細は、別紙のとおり

平成 22 年 6 月	造成工事開始
〃 6 月 18 日	展示設計最終報告（素案）公表
〃 9 月	展示設計最終報告
〃 12 月	12 月会議（土地取得契約及び建築工事契約議案上程）
平成 23 年 1 月	建築工事着手予定

2 展示設計最終報告（素案）の概要

※詳細は、別冊 2 「新県立博物館（仮称）詳細設計〔展示〕最終報告（素案）」のとおり

3 「新県立博物館事業実施方針」の推進

新県立博物館の開館に向けて必要となる取組のうち、ソフト面の取組については、具体的な道筋とスケジュールを示した「新県立博物館事業実施方針」（平成 21 年 3 月作成）に基づき、「ともに考え、活動し、成長する博物館」の実現に向けた 4 つの取組テーマにそって、推進していくこととしています。

<平成 22 年度の取組>

実施方針に基づき、以下の 4 つのテーマに沿った取組を推進し、その成果を「新博物館の活動と運営 Vol.2（平成 22 年度検討結果）」としてまとめ、「みんなで作る博物館会議 2010」や「こども会議 2010」（文化庁事業として実施）をはじめ、さまざまな機会を通じて、意見交換し、博物館づくりにつなげます。

（1）取組テーマ 1 参画のしくみづくり

- 項目 ○参画のしくみ・メニューの検討
- 参加・参画へのきっかけづくりの取組
- 博物館への参画が深まるための取組

具体的内容 ①検討—博物館への参画、協力体制を構築するための整理、検討
②試行・実践—参画のしくみづくり

- ・ みんなで作る博物館会議 2010
- ・ こども会議 2010
- ・ 三重県立博物館サポートスタッフ事業
- 新博ティーンズプロジェクト（文化庁支援事業）
- 博物館きわめるプロジェクト（文化庁支援事業）
- 県民参画による展示設計づくり
- 現県立博物館実施事業（移動展示、フィールドワーク等）

(2) 取組テーマ2 連携が進む環境づくり

- 項目 ○対象別（県内博物館、大学・研究機関、企業・関係団体など）の方針検討
○県内博物館をはじめとした多様な主体との対話
○試行的な連携事業の実施

具体的内容 ①検討—連携相手別の方針の検討
②試行・実践—県内博物館との連携事業（文化庁支援事業ほか）
—三重大学等との連携事業（シンポジウムの共催、共同研究ほか）
—地域の団体との連携事業（しぜん文化祭への取組ほか）
—学校との連携事業
—文化と知的探求の拠点との連携事業 ※文化交流ゾーンの形成
—みんなで進める調査事業（ミエゾウ足跡化石調査ほか）

(3) 取組テーマ3 評価のしくみづくり

- 項目 ○評価のしくみの調査・検討
○事業を通じた参画型評価の試行

具体的内容 ①検討—評価のしくみの調査、検討（先進的取組に学ぶ、課題整理）
②試行・実践—運営方針（素案）の作成及びそれに基づく検討
—「新博物館の活動と運営 Vol. 2」のまとめ
—移動展示等での県民参画型の展示等評価の試行

(4) 取組テーマ4 魅力的な博物館づくり

- 項目 ○県民アンケート・モニター調査の実施
○県民参画型による魅力的な博物館検討
○魅力的な新博物館の発信

具体的内容 ①検討—魅力的な博物館に必要なことの検討
—新博物館の発信についての検討（広報方針）
②試行・実践—県民への説明と意見集約（多様な機会を活用したアンケート・モニター調査の実施）※認知度向上と県民意見反映
—誰もが利用しやすい博物館に向けた取組（ユニバーサルデザインの視点からの取組ほか）
—各種寄付や市場公募債など

(その他の取組—新博物館を構築するための基本的な取組)

上記の4つのテーマによる取組のほか、資料収集や調査研究の方針など博物館として基本的に明確にしておくべきことや整理しておくべきことについて検討します。検討の主な内容については、「新博物館の活動と運営 Vol. 2（平成22年度検討結果）」に掲載して、県民・利用者のみなさんへの報告等を行い、今後の取組に生かしていきます。

とりわけ、平成22年度においては、夏頃をめどに、「運営方針（素案）」をまと

め、これをもとに、今後、関係機関や県民・利用者みなさんと議論を深めながら、順次必要な事項を決定し、平成 25 年度をめどに全体を新博物館の「運営方針」としてとりまとめます。

※運営方針（素案）構成等については、以下のとおり

運営方針(素案)について

1 目的

新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざしており、県民・利用者みなさんや地域の団体、関係機関との協創・連携により、多様な人やグループなどが持つ力を総合した活力ある博物館運営を行うための基本的な考え方と方針を明確にする。

2 構成案

(1) 新県立博物館の運営の基本的な考え方

(2) 運営体制

- 運営形態
- 職員
- 組織

(3) 開館形態

- 開館日
- 開館時間
- 利用料金

(4) 県民・利用者みなさんとともに運営を進めるためのしくみ

- 運営協議会などのしくみ
- 評価
- 支援組織

(5) 外部人材の活用のためのしくみ

(6) 他の機関、団体との連携のためのしくみ

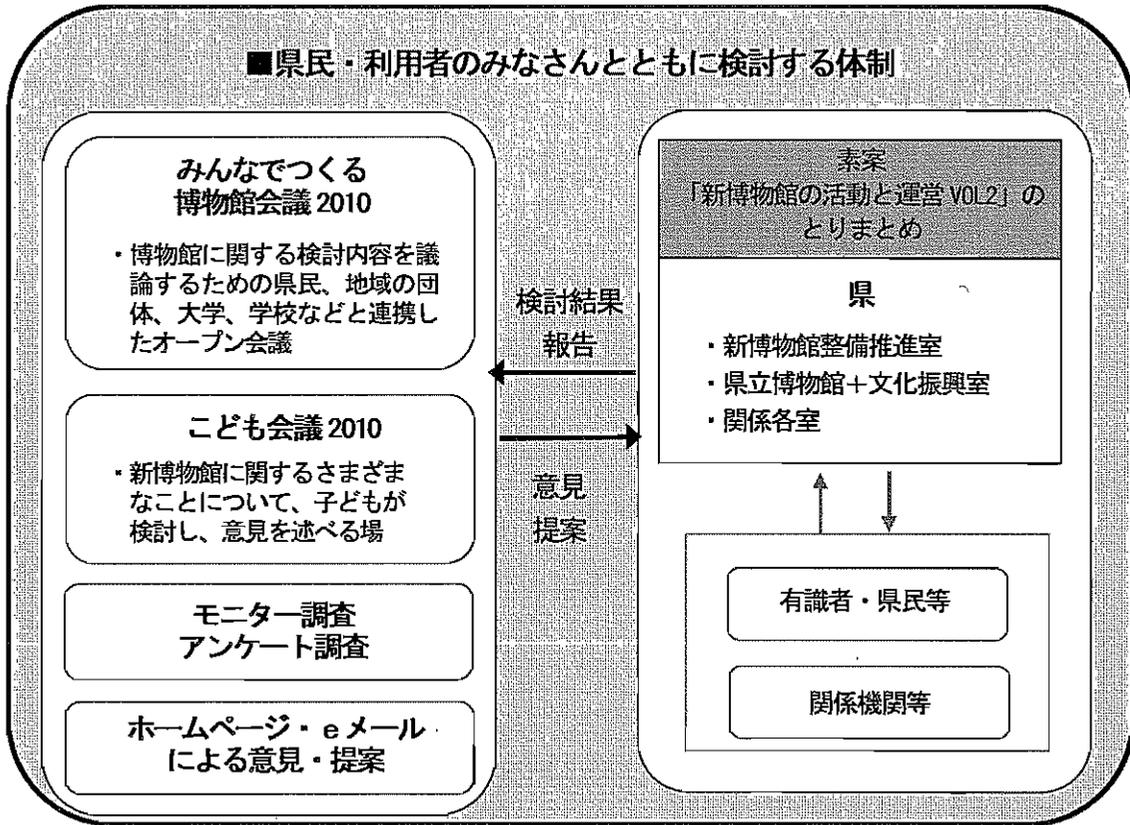
(7) 博物館の活発な利活用のための取組

- 広報の充実
- 博物館の魅力や楽しみを高めるサービス展開
- 多様な利用者への配慮

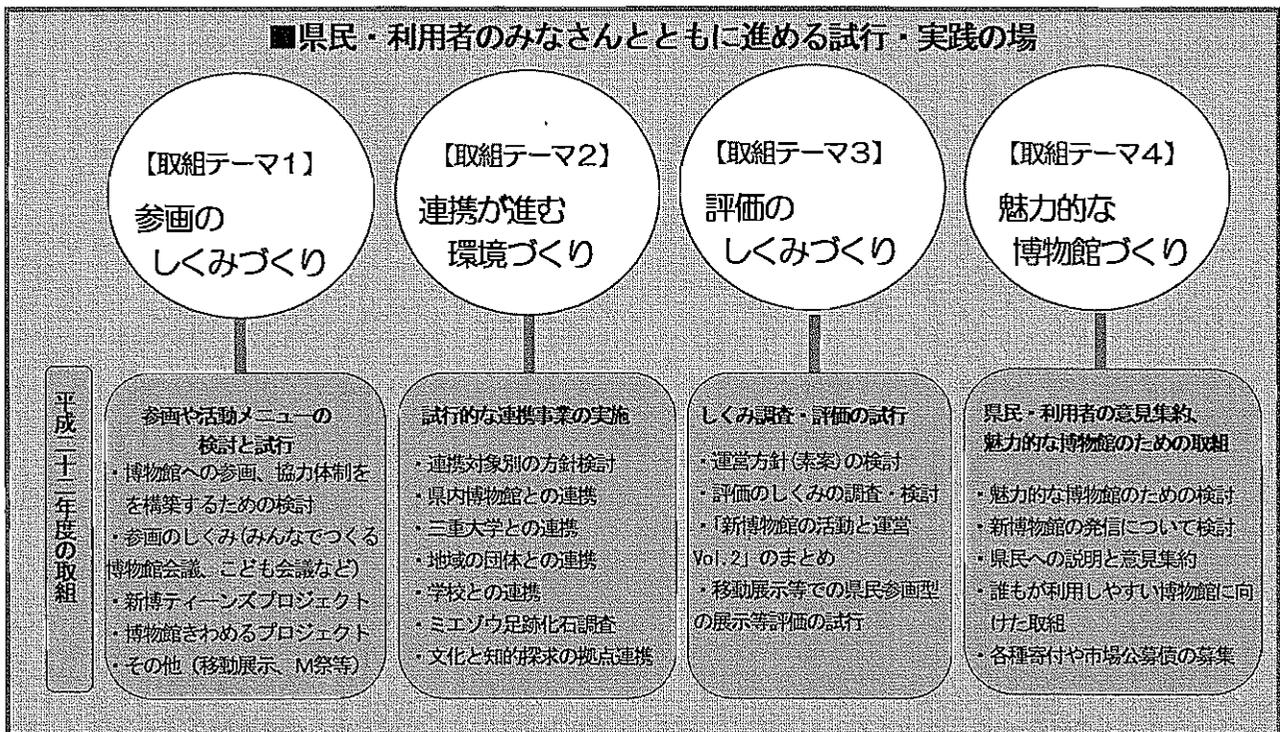
(8) 持続的な運営のために

- 多様な外部資金の調達、活用
- 地元地域との良好な関係づくり
- 県内企業と連携した運営

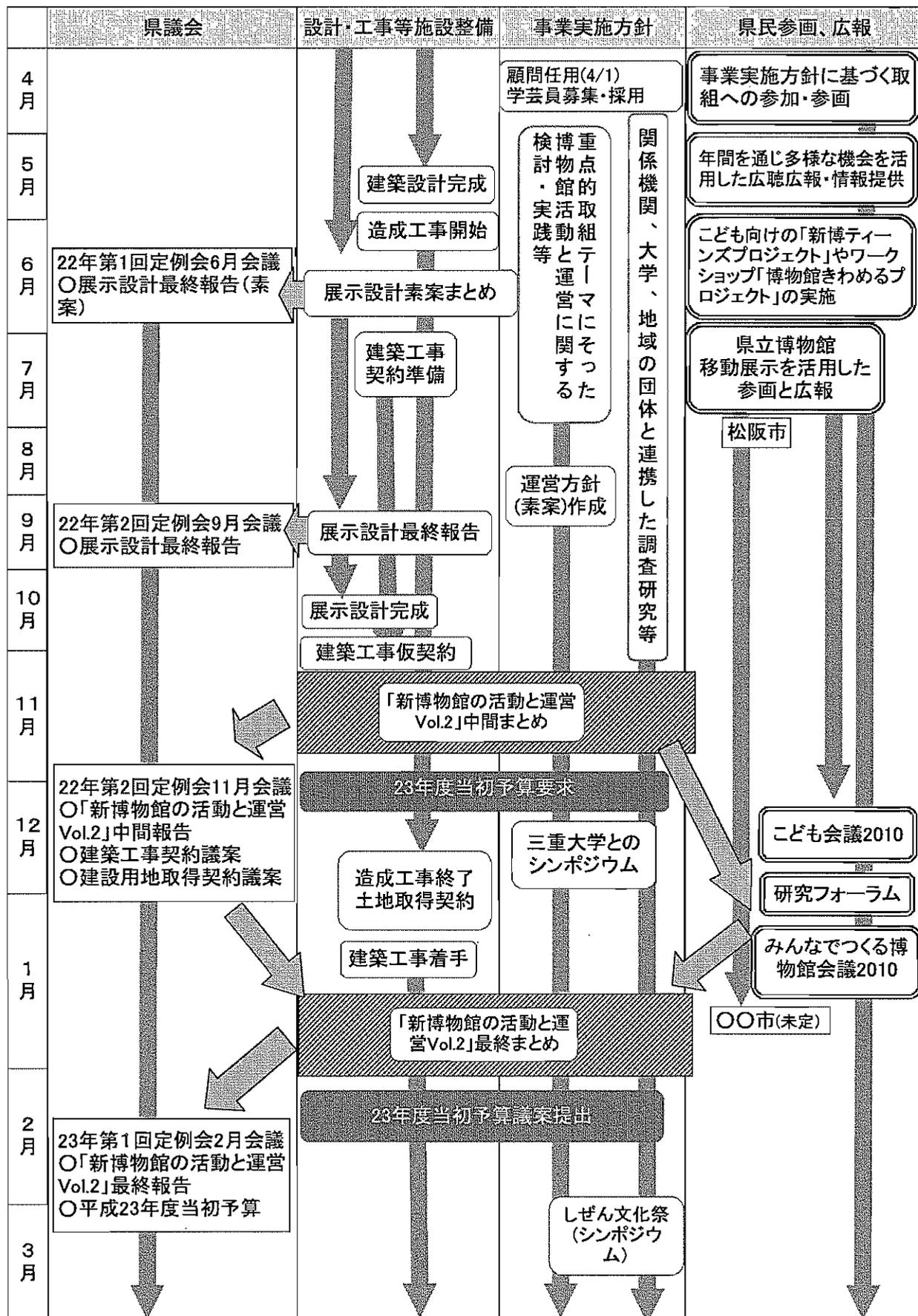
【平成22年度の取組と検討体制のイメージ】



試行・実践
⇕
意見・要望の収集
結果のフィードバック



平成22年度新県立博物館整備事業スケジュール



4 平成 22 年度に策定する計画等について

生活・文化部では、平成 22 年度で計画期間が終了する次の計画、指針等について、策定を行うこととしています。

	計画等の名称	計画期間	担当室	関係法令等
1	第 2 次三重県男女共同参画基本計画	10 年間	男女共同参画・NPO 室	三重県男女共同参画推進条例
2	第 2 次人権が尊重される三重をつくる行動プラン	4 年間	人権・同和室	三重県人権施策基本方針
3	三重県国際化推進指針 (第 1 次改訂)	4 年間	国際室	
4	第 3 次三重県生涯学習振興基本計画	4 年間	文化振興室	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
5	第 2 次三重県消費者施策基本指針	4 年間	交通安全・消費生活室	三重県消費生活条例

なお、「三重県男女共同参画基本計画」については、三重県男女共同参画推進条例第 8 条第 6 項の規定による議会の議決を経て、策定します。

4-1 「第2次三重県男女共同参画基本計画」

1 策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（平成11年施行）及び三重県男女共同参画推進条例（平成13年施行）の規定により、県は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することとなっています。

平成14年に三重県男女共同参画基本計画（平成19年に一部改訂）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第2次基本計画を策定します。

2 概要

(1) 取組方向

国においても、現行の男女共同参画基本計画が平成23年3月で終了することから、現在、次期の基本計画の策定に向け検討が行われています。また、昨年度、県において、今後の施策の検討の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（以下「県民意識調査」という。）を実施しました。

第2次基本計画の策定にあたっては、現行の基本計画における取組の成果や課題を踏まえつつ、国の動向、県民意識調査の結果、社会情勢の変化及び県民や三重県男女共同参画審議会の意見なども考慮しながら、進めていきます。

(2) 主な検討項目

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ② 働く場における男女共同参画の推進（雇用問題、ワーク・ライフ・バランスなど）
- ③ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

3 検討組織

(1) 三重県男女共同参画審議会

学識経験者、有識者、市町関係課長、公募委員等で構成

(2) 三重県男女共同参画推進会議

知事、副知事、関係部長等で構成

4 平成22年度のスケジュール（案）

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 7月～9月 | 三重県男女共同参画審議会（中間案の審議）
第2回定例会9月会議（中間案報告） |
| 10月～12月 | パブリック・コメント及び県民の意見を聴く会（仮称）
の実施
三重県男女共同参画審議会（最終案の審議）
第2回定例会12月会議（最終案報告） |
| 1月～3月 | 三重県男女共同参画審議会（最終案について答申）
第1回定例会3月会議（第2次基本計画案議案上程） |

4-2 「第2次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」

1 策定の趣旨

県では、人権施策の推進にあたり、「人権が尊重される三重をつくる条例」の規定に基づいて、平成18年3月に「三重県人権施策基本方針」を改定し、「基本理念」や「人権の施策体系」等を定めています。この基本方針で示した取組の方向に沿って、具体的な取組を着実に推進していくため、県は、平成19年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成19年度～平成22年度）を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

現行の「行動プラン」は平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第2次「行動プラン」を策定します。

2 概要

(1) 取組方向

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」は、「三重県人権施策基本方針（平成18年度から概ね10年間）」が示す方向性を踏まえ、多様な主体の参画・協働を基本的な視点として、具体的な取組内容を示すとともに、その推進体制やしきみについて定めています。

第2次「行動プラン」の策定にあたっては、現行の「行動プラン」における取組の成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応等も検討しながら進めていきます。

(2) 主な検討項目

- ① 第2次「行動プラン」の基本的な考え方
計画期間、人権施策の体系など
- ② 計画の推進
推進体制、進行管理の考え方など
- ③ 施策別の取組
取組方向、「みんなの取組」、「県の取組」など

3 検討組織

(1) 三重県人権施策審議会

学識経験者、有識者、人権団体等の関係者で構成

(2) 三重県人権・同和行政推進会議、人権特命監会議（庁内検討会議）

4 平成22年度のスケジュール（案）

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 4月～ 8月 | 第2次行動プラン（素案）のまとめ |
| 9月～ 10月 | 三重県人権施策審議会（素案の審議）
第2回定例会9月会議（策定状況報告） |
| 11月～12月 | 三重県人権施策審議会（中間案の審議）
第2回定例会12月会議（中間案報告）
パブリック・コメントの実施 |
| 1月～ 3月 | 三重県人権施策審議会（最終案の審議）
第1回定例会3月会議（最終案報告） |

4-3 「三重県国際化推進指針（第1次改訂）」

1 趣 旨

県では、平成18年度当時に外国人住民が平成元年以降一貫して増加している中で、多文化共生社会づくりをはじめ、国際貢献、国際交流の推進に向けた平成19年度から22年度までの本県の国際化施策の取組方向を明らかにするために「三重県国際化推進指針」を策定しました。

現行の「指針」が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に指針を策定します。

2 概 要

(1) 取組方向

平成19年の指針策定以降の外国人の定住化傾向の進展や急激な経済環境の悪化による雇用情勢の悪化等の社会環境の変化に伴う新たな課題への対応や、この4年間の行政やNPO等多様な主体の取組の成果と課題を踏まえつつ、指針の策定を進めます。

(2) 主な検討項目

- ① 多文化共生社会づくりの推進
- ② 国際貢献の推進
- ③ 国際交流の推進
- ④ 推進体制の整備・連携

3 検討組織

(1) 三重県国際化推進指針策定委員会

学識経験者、外国人住民、NPO、市町等の関係者で構成

(2) 国際化推進指針庁内検討会議

各部企画担当室長などで構成

4 平成22年度のスケジュール（案）

- | | |
|---------|-----------------------------------------------|
| 6月～9月 | 三重県国際化推進指針策定委員会（中間案の検討）
第2回定例会9月会議（中間案の報告） |
| 10月～12月 | パブリック・コメントの実施 |
| 1月～3月 | 策定委員会（最終案の検討）
第1回定例会3月会議（最終案の報告） |

4-4 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」

1 策定の趣旨

本県の生涯学習振興を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年11月に三重県生涯学習審議会から答申を受け、「三重の文化振興方針」との整合をとりながら、平成20年3月に「第2次三重県生涯学習振興基本計画（平成20年度～平成22年度）」を策定しました。

第2次基本計画は「三重県生涯学習振興基本計画」を継承させ、県民と行政の協働により、総合的な取組を推進するための行動計画として、より一層の生涯学習の充実と推進に取り組んできました。

現行の基本計画は、平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に「第3次三重県生涯学習振興基本計画」を策定します。

2 概要

(1) 取組方向

これまでの成果を継承・発展させるとともに、中央教育審議会の答申（「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」～知の循環型社会の構築を目指して～）の反映及び次期教育振興ビジョンなど関連計画との整合を図るため、第2次の計画を見直して第3次の計画を策定します。（計画期間：平成23年度～平成26年度）

(2) 主な検討項目

第2次三重県生涯学習振興基本計画の重点目標の見直し

- ① 生涯学習推進体制の充実
- ② 学習機会提供の充実
- ③ 学習成果の活用
- ④ 生涯学習関係支援者の養成
- ⑤ 文化・生涯学習施設の充実

3 検討組織

(1) 三重県生涯学習連絡会議（庁内検討会議）

生活・文化部、健康福祉部、教育委員会、その他関係部局の室長で構成

4 平成22年度のスケジュール（案）

- | | |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 6月～8月 | 成果の確認と検証及び今後の取組方向の検討
他県へのベンチマーキング |
| 9月～11月 | 第2回定例会9月会議（策定方針報告）
有識者等への意見聴取
市町へのヒアリング調査 |
| 12月～3月 | 第2回定例会12月会議（中間案報告）
パブリック・コメントの実施
第1回定例会3月会議（最終案報告） |

4-5 「第2次三重県消費者施策基本指針」

1 策定の趣旨

県では、県民が安全な消費生活を安心しておくことができる環境を整備するため、平成19年3月に「三重県消費者施策基本指針」を策定し、総合的、計画的に消費者施策を推進し、県民の消費生活の安定及び向上に取り組んできました。

現行の「基本指針」が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に新たな指針を策定します。

2 概要

(1) 取組方向

三重県消費生活条例第3条には、必要な消費者施策の策定と実施について県の責務として規定されています。

また、国においては、平成21年9月に消費者庁が設置され、平成22年3月には「消費者基本計画」が閣議決定されました。

「第2次三重県消費者施策基本指針」の策定にあたっては、現行の「消費者施策基本指針」における取組の成果と課題を踏まえるとともに、国の「消費者基本計画」における基本方向に沿って、三重県の消費者行政の着実な推進と社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応を検討していきます。

(2) 主な検討項目

- ① 「第2次三重県消費者施策基本指針」の基本的な考え方
基本方向、計画期間、消費者施策の体系 など
- ② 計画の推進：推進体制、進捗管理、検証・評価 など
- ③ 施策別の取組：具体的施策、担当部局、数値目標の設定 など

3 検討組織

(1) 三重県消費生活対策審議会

学識経験者、消費者団体、事業者団体等の関係者で構成

(2) みえ・くらしのネットワーク

消費者団体、事業者団体、行政機関、司法関係者等で構成する協議会

(3) 三重県消費者行政推進会議

庁内関係室で構成

4 平成22年度のスケジュール（案）

7月～9月 三重県消費者行政推進会議（素案検討）

10月～12月 第2回定例会12月会議（中間案報告）、パブリックコメント実施
三重県消費生活対策審議会（中間案の審議）
みえ・くらしのネットワーク（中間案の審議）

1月～3月 三重県消費者行政推進会議（最終案検討）

三重県消費生活対策審議会（最終案の審議）

第1回定例会3月会議（最終案報告）

5 私立高等学校等就学支援金等の交付について

1 私立高等学校等就学支援金（平成22年度当初予算額 17億1,819万円）

（1）事業目的

家庭の状況にかかわらず、すべての学ぶ意欲のある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、私立高等学校等に在籍している生徒に対し、一定額の就学支援金を交付して、保護者の経済的負担を軽減します。

（2）事業内容

私立高等学校等に在籍する生徒に対し、年収を問わず公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）を助成します。（低所得世帯に対しては、同額又は半額を加算）

（3）事業の進捗状況

対象となる33校のうち30校に対し、第一4半期分の3億8,063万円を交付済みです。

2 私立高等学校等授業料減免補助金（平成22年度当初予算額 5,273万円）

（1）事業目的

私立高等学校等の授業料を減免する学校法人に対し、国からの就学支援金に上乗せして県が助成することにより、保護者の経済的負担をさらに軽減します。

（2）事業内容

年収350万円未満の世帯への減免額を対象として、授業料と就学支援金との差額の全額又は一部を学校法人に対して助成します。（ただし、年額30万円を上限とします。）なお、授業料が就学支援金の加算の範囲内に収まる、助成対象となる世帯がない等の理由により、県単の授業料減免制度の申請要件に該当しない学校が7校あります。

（3）事業の進捗状況

補助対象となる24校のうち22校に対して、6月末までに第一4半期分の1,171万円を交付予定です。

3 私立高等学校等入学一時金補助金（平成22年度当初予算額 1,020万円）

（1）事業目的

私立高等学校等に入学する際の保護者負担を軽減します。

（2）事業内容

年収350万円未満の世帯に対し、生徒一人当たり2万5千円を上限として入学一時金の一部を助成します。なお、中高一貫校であるため高校進学段階での入学一時金の支払いが発生しないなど、県単の入学一時金助成制度の申請要件に該当しない学校が6校あります。

（3）事業の進捗状況

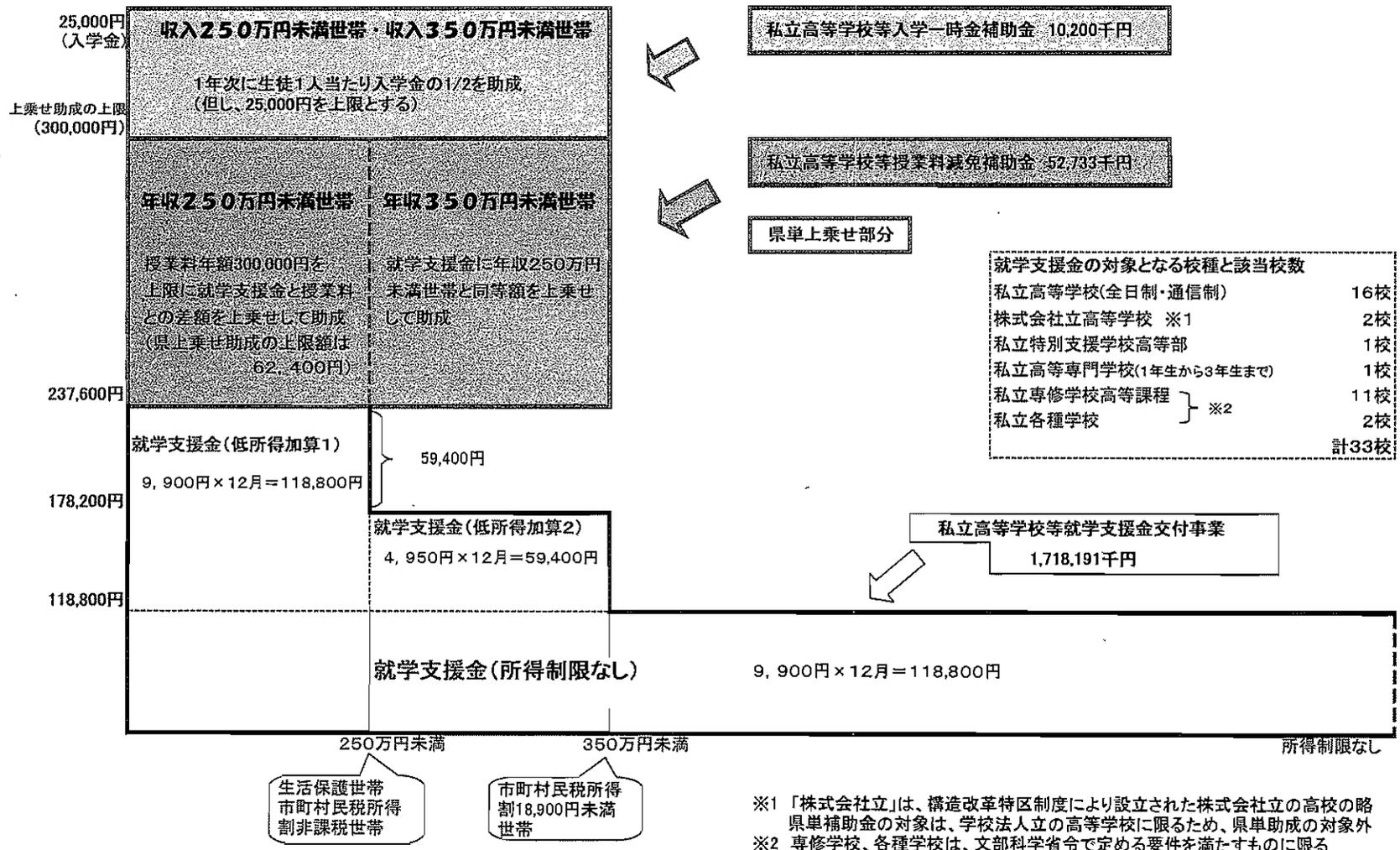
補助対象となる25校のうち21校に対し、7月中旬に平成22年度入学一時金補助金として822万円を交付予定です。

私立高等学校等就学支援金制度と県単上乘せ助成制度のイメージ図

入学金

授業料

01



※1 「株式会社立」は、構造改革特区制度により設立された株式会社立の高校の略
県単補助金の対象は、学校法人立の高等学校に限るため、県単助成の対象外
※2 専修学校、各種学校は、文部科学省令で定める要件を満たすものに限る

6 審議会等の審議状況について

(平成22年2月16日～平成22年6月6日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成22年3月12日、15日、4月12日、22日、 5月21日、24日
3 委員	会 長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委 員 丸山 康人 他4名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て8事案について審議が行われ、うち6事案で答申 されました。
6 備考	次回開催日：平成22年6月18日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成22年2月24日、3月24日、4月22日、5月27日
3 委員	会 長 浅尾 光弘 委 員 安田 千代 委 員 寺川 史朗 他2名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て等11事案について審議が行われ、うち8事案で答 申されました。
6 備考	次回開催日：平成22年7月1日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県職業能力開発審議会
2 開催年月日	平成22年3月16日
3 委員	会 長 鈴木 実平 副会長 建部 久美子 委 員 森 十九男 他 9名 (会長・副会長・記載の 委員を除く委員の数)
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	職業訓練を中心に、緊急雇用対策として実施した事業の状況 について説明し、意見交換を行いました。
6 備考	次回開催日： 未定 今後の予定： 未定

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	審議会：平成22年5月17日 部 会：平成22年4月30日
3 委 員	会 長 鈴木 真由子 副 会 長 松田 直俊 委 員 上井 長十 他8名 (消費者教育研究部会) 部 会 長 小田 奈緒美 他4名
4 諮問事項	平成22年度消費生活に関する事業概要他
5 調査審議結果	審議会において、平成21年度の事業実績と平成22年度の事業概要の説明、消費者教育研究部会の検討内容の報告が行われました。 また、部会において、若年層への消費者啓発についてのワークブック作成について具体的な検討が行われました。
6 備 考	次回開催日：部 会：平成22年7月28日 審議会：平成23年2月頃（予定） 今後の予定：部会においてワークブックを作成する。審議会においては、「三重県消費者施策基本指針」を作成します。

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成22年2月22日、5月25日
3 委 員	会 長 佐伯 富樹 副 会 長 川口 節子 委 員 伊藤 登代子 他17名
4 諮問事項	第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について
5 調査審議結果	平成20年度の県の男女共同参画施策の取組にかかる評価をとりまとめ、2年ごとに行う評価・提言に向けての中間整理が作成されました。また、平成22年度に行う評価・提言及び第2次基本計画策定にかかる審議のスケジュール等について検討が行われました。
6 備 考	次回開催日：6～7月（各専門部会） 今後の予定：各専門部会において県の各関係所属から平成21年度事業の男女共同参画の取組についてヒアリングを行い、次の全体会（8月～9月頃）で評価・提言について検討します。